

苦情解決

<目的>

- 1.当法人では、社会福祉法第82条の規定により、当園の提供する福祉サービスについて、保護者及びその家族等からの苦情に適切に対応する体制を整えています。
- 2.本法人における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めています。

苦情解決のためのしくみについて

◆苦情解決のための園内体制について

当法人に関する苦情を解決するため、園長をその責任者とし、主任保育士を受付担当職員といたしました。

当法人に関する苦情等は受付担当職員へお申し出下さい。

- 1.苦情受付担当者 名塚 淳子
- 2.苦情解決責任者 園長 和田 喜美

◆苦情解決のための第三者委員について

当法人に直接言い難いことや、何度言っても解決しない苦情解決のため、第三者委員として次の2名の方に依頼しました。第三者委員へ直接、苦情等を申し出られるか、または当園への申し出に際し立ち合いをお願いすることが出来ます。

- 3.第三者委員 牧野 丘 (弁護士)
- 4.第三者委員 早川 昌子 (養護教員)

◆苦情解決の流れ

